

理由書

本地区は、工業系土地利用を適正に誘導することを目的に、平成 21 年に地区計画を決定した。その後、本地区の一部について、平成 25 年に大規模な製造業研修施設が立地され、平成 27 年には工業系土地利用として誘導された区域が市街化区域に編入された。

今回、引き続き本地区に工業系土地利用を適正に誘導することを目的に、地区施設（公園、緑地又は広場）の効果的な配置をするために、地区施設の位置を変更する。

1. 当該都市計画の上位計画における位置付け

（1）多治見市第 8 次総合計画

「経済波及効果の最大化を図るため、引き続き開発候補地の調査・研究と進出支援を行い、優良企業の誘致及び地域全体の活性化へつなげる」としており、本地区計画はこれらの計画に合致した地区である。

（2）多治見都市計画区域マスタープラン

「新規産業の振興を目的とする事業用地の供給など、まちづくりに不可欠な開発に対しては、自然的環境への影響抑制を前提として、中央部市街地エリア、東部丘陵地エリアの市街地に隣接する地域や造成等地形の改変が少ない地域に限定して、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進する」としており、本地区計画はこれらの計画に合致した地区である。

（3）第 3 次多治見市都市計画マスタープラン（改訂計画）

「テクノパークの隣接地や幹線道路のインターチェンジ付近、その他、鉾山の跡地などで都市基盤整備が整っているか又は整うことが確実な土地にあっては、必要に応じて事業所用地への土地利用転換を図り、新規産業誘導地を拡大していきます。」としており、本地区計画はこれらの計画に合致した地区である。

2. 地区施設の変更の必要性

上位計画での位置づけを踏まえ、本地区において引き続き工業系土地利用を誘導するための事業用地の整備を実施する。それに伴い、国道 19 号からの斜面地の緑の景観に配慮した空間形成を強化することを目的として、国道 19 号に隣接する造

成法面の計画的な緑化による修景を行うために、公園、緑地又は広場の配置の変更を行う。

(1) 位置の妥当性

新たに公園、緑地又は広場の配置を行う区域は、開発当初に造成法面として整備された場所である。国道 19 号からの斜面地の緑の景観を保全するだけでなく、国道 19 号と事業用地の緑地帯としての機能を果たすことができることから、地区施設の位置として妥当である。

(2) 規模の妥当性

新たに公園、緑地又は広場の配置を行う区域は、国道 19 号に隣接する造成法面箇所であり、国道 19 号からの斜面地の緑の景観を保全するうえで規模は妥当である。